

新潟市



いのちあるものとして。

平成25年8月1日 施行 新潟市動物の愛護及び 管理に関する条例

※多頭飼養に関する項目については、
平成25年9月1日の施行です。



新潟市に
お住まいの方



動物を
飼っている方
(飼う予定の方)



イヌの
飼い主の方



ネコの
飼い主の方



飼い主のいない
ネコとのおつきあい

平成25年8月1日施行

「新潟市動物の愛護及び管理に関する条例」について

新潟市では、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、人と動物が共生できる社会の実現を目指しています。

【新潟市にお住まいの方】

- 動物が命あるものであることを認識



【動物を飼っている方(飼う予定の方)】

- 近隣住民への配慮
- 名札等の装着
- 終生飼養
- 繁殖防止措置 等



飼い主の正しいモラルが人と動物の暮らしと安全を守ります。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



【イヌの飼い主の方】

- 必ず係留すること ※
- 咬傷事故の届出 ※
- しつけをすること
- 散歩等は制御できる人が行うこと 等



※については義務規定

【ネコの飼い主の方】

- 屋内での飼育
- 名札等の装着
- 繁殖防止措置



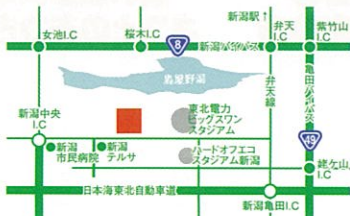
【飼い主のいないネコとおつきあい】

- 周辺環境の保全
- 繁殖防止措置
- 近隣住民の理解



平成25年
9月1日
施行

犬猫合わせて10頭以上飼っている方(多頭飼養)は30日以内の届出が義務づけられます。届出がない場合は、5万円の過料が課せられます。



新潟市動物愛護センター

いくとびあ食花 動物ふれあいセンターとなり

〒950-0933 新潟市中央区清五郎343番地2 TEL:025-288-0017 FAX:025-288-0018
e-mail dobutsuaigo@city.niigata.lg.jp URL <http://www.city.niigata.lg.jp>